

日本の政治分野における男女共同参画に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 1999年から2023年までの統一地方選挙について見ると、候補者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、当選者に占める女性の割合は下降傾向にある。
2. 2022年12月31日現在で見ると、都道府県議会の全議員に占める女性議員の割合、町村議会の全議員に占める女性議員の割合は、いずれも30%を上回っている。
3. 2022年4月1日現在で見ると、都道府県の女性知事は10名を超えており、近年の地方自治法の改正により副知事について女性を1名以上就けることが都道府県の努力義務となったこともあり、全国の女性副知事は100名を超えている。
4. 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律は、政党その他の政治団体に対して、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数を均等にする義務を課しているが、当該義務の違反に対する罰則を規定していない。
5. 近年、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正され、政党その他の政治団体の努力の規定部分に、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメントなどへの対策が明記された。

行政手続法における申請に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 申請とは、私人が法令に基づき、行政庁の許認可等自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であるが、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすることは努力義務である。
2. 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するための審査基準を定めなければならないが、行政上特別の支障の有無にかかわらず、これを公にしておかなければならない。
3. 申請が行政庁の事務所に到達した場合、行政庁は遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。
4. 申請が形式上の要件に適合しない場合、行政庁は申請者に対し、まずは相当の期間を定めてその補正を求めなければならないが、補正を求めた後でなければ、申請により求められた許認可等を拒否することはできない。
5. 行政庁は、申請者の求めがなくても、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示さなければならない。

日本の消費税に関する次の記述ア～オのうちには妥当なものが二つある。それらはどれか。

- ア. 消費税は1990年代末に導入された。国・地方を合わせた消費税の税率は、導入当初の5%が維持されていたが、2019年10月に標準税率が10%に引き上げられるとともに、「全ての飲食料品」については軽減税率8%が適用されることとなった。
- イ. 2013年度から2022年度までの国の一般会計税収（決算額）のうちの「消費税」は増加傾向にあり、2024年度当初予算においては、「消費税」、「所得税」、「法人税」のうち、「消費税」は「法人税」に次いで2番目に多い。
- ウ. 消費税は多段階課税であり、製造業者、卸売業者、小売業者等の各取引段階の事業者は売上げ等に係る税額から仕入れに係る税額を差し引いた額を納税する。事業者に課される税相当額は、最終的には消費者が負担することが予定されている。
- エ. 複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、仕入税額控除制度が改正され、2023年10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が採用された。
- オ. 日本の消費税率（標準税率）を諸外国における付加価値税率（標準税率）と比較すると、デンマーク、ノルウェーなど北欧諸国よりも低く、ドイツ、フランス、イギリスよりも高い。

- 1. ア, ウ
- 2. ア, オ
- 3. イ, エ
- 4. イ, オ
- 5. ウ, エ